

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2024年 8月19日(月)

## 今週のことば

### 国家資格等のオンライン・デジタル化

改正により84の国家資格等で各種手続のオンライン申請等が可能となり、今月から介護福祉士など4資格が開始。税・社会保障等に係る資格は今年度中に開始予定。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

8/19(月) 仏滅 米民主党大会

20(火) 大安 自民党が総裁選の日程を決定

21(水) 赤口

22(木) 先勝 処暑

23(金) 友引 7月の全国消費者物価指数発表

24(土) 先負

25(日) 仏滅

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

8/12(月) 振替休日

13(火) 36,233 △1208 147.83 ▼0.63

14(水) 36,442 △209 147.40 △0.43

15(木) 36,727 △285 147.21 △0.19

16(金) 38,063 △1336 149.03 ▼1.82

## 取引相場のない株式の評価方法は

非上場会社の株式は株式市場などで取引されることはないため、相続や贈与などで取引相場のない非上場株式を取得した場合は、評価額を算定する必要があります。

### ◆ 原則的評価方式に該当する場合は

取引相場のない株式の評価方法は、その株式を取得した方が経営支配力を持っている同族株主等であれば原則的評価方式、それ以外の株主等であれば特例的な評価方式(配当還元方式)により評価します。

原則的評価方式に該当する場合は、会社の規模に応じて、①類似業種比準方式(事業内容が類似する複数の上場会社の株価の平均値に比準する方式)、②純資産価額方式(会社が解散した場合の正味財産に基づいて評価する方式)、③併用方式(①と②を併用する方式)を用います。

会社の規模は大・中・小会社に区分され、従業員数70人以上は大会社、70人未満の場合は総資産価額、従業員数、取引金額の基準により判定することになり、原則として、大会社は①、中会社は③、小会社は②の方式により評価します。

### ◆ 少数株主の場合は配当還元方式で評価

非上場株式を同族株主以外の方が取得した場合は、会社の規模にかかわらず特例的な評価方式である配当還元方式で評価します。この配当還元方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を評価する方式です。

なお、保有する資産の大半が株式や土地等である会社や、開業前又は休業中の会社など「特定の評価会社」に該当する場合は、原則として純資産価額方式で評価します。

■この記事の詳細は、情報BOX201531

## 人手不足に悩む中小企業の省力化を支援

中小企業省力化投資補助金は、人手不足の状態にある中小企業等に対してIoTやロボット等の人手不足解消に効果がある「省力化製品」の導入を支援する新しい補助金です。

補助対象となる省力化製品は、事務局HPの「製品カタログ」に登録された汎用製品に限られ、このカタログから選択した製品の販売事業者と共同で事業計画を策定して申請を行います。

また、本補助金の補助率は1/2で、補助上限額は従業員数によって異なり5名以下は200万円、6~20名は500万円、21名以上は1千万円です(補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合は補助上限額を引上げ)。

## 知財取引に関するガイドライン等を改正

中小企業庁は、大企業と中小企業間における知的財産取引の適正化に向けて「知的財産取引に関するガイドライン」及び「契約書ひな形」に基づく取引を行うように求めています。

しかし、発注者への納品物について、第三者との間に知的財産権に関する紛争が生じた場合に、例外なく受注中小企業に責任を転嫁できる可能性のある契約になっている事案が複数確認されたことから、ガイドラインに責任転嫁行為に関する内容を追加する等の改正を行うとしています。

### 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記

の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 「取引相場のない株式」の評価方法の概要

取引相場のない株式（上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式）は、相続や贈与などで株式を取得した株主が、その会社の経営支配力を持っている同族株主※か、それ以外の株主等かの区分により、それぞれ原則的評価方式又は特例的な評価方式の配当還元方式により評価します。

※同族株主とは、議決権割合が30%以上であるグループ（株主とその株主の同族関係者）に属している株主をいいます。

### ◆原則的評価方式

原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。

#### ◎類似業種比準方式

類似業種比準方式は、評価しようとする取引相場のない株式の発行会社（評価会社）と事業内容が類似する業種目に属する複数の上場会社（類似業種）の株式の株価の平均値に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの利益金額及び1株当たりの純資産価額（簿価純資産価額）の比準割合を乗じて、取引相場のない株式の価額を評価する方式です。

#### ◎純資産価額方式

純資産価額方式は、会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法です。

#### ◎会社の規模による区分と評価方式

原則的評価方式は、評価する株式を発行した会社を総資産価額、従業員数、及び取引金額により大会社、中会社、小会社のいずれかに区分して、原則として大会社は類似業種比準方式、中会社は類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式、小会社は純資産価額方式で評価しますが、「容認される評価方式」を用いることもできます。

※従業員数70人以上は大会社となり、従業員数70人未満は、従業員数を加味した総資産価額基準と取引金額基準のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

規模	原則的な評価方式	容認される評価方式
大会社	類似業種比準方式	純資産価額方式
中会社	大 類似業種比準価額×90%+純資産価額×10%	
	中 類似業種比準価額×75%+純資産価額×25%	
	小 類似業種比準価額×60%+純資産価額×40%	
小会社	純資産価額方式	類似業種比準価額×50%+純資産価額×50%

### ◆特例的评价方式（配当還元価額方式）

配当還元方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利率で割り戻して、株式の価額を求める方式です。同族株主以外の株主及び同族株主のうち一定の少数株式所有者が取得した株式については、会社の規模にかかわらず配当還元方式によって評価をします。

### ◆特定の評価会社の株式の評価

次のような特定の評価会社の株式は、原則として（1）から（5）は純資産価額方式、（6）は清算分配見込額により評価します。なお、（1）から（4）の会社の株式を取得した同族株主以外の株主等については、配当還元方式により評価します。

（1）類似業種比準方式で評価する場合の3つの比準要素である「配当金額」、「利益金額」、「純資産価額（簿価）」のうち直前期末の比準要素のいずれか2つがゼロであり、かつ、直前々期末の比準要素のいずれか2つ以上がゼロである会社（比準要素数1の会社）の株式

（2）株式等の保有割合（総資産価額中に占める株式、出資および新株予約権付社債の価額の合計額の割合）が一定の割合以上の会社（株式等保有特定会社）の株式

（3）土地等の保有割合（総資産価額中に占める土地などの価額の合計額の割合）が一定の割合以上の会社（土地保有特定会社）の株式

（4）課税時期において開業後の経過年数が3年未満の会社や、類似業種比準方式で評価する場合の「配当金額」、「利益金額」、「純資産価額（簿価）」の直前期末の比準要素がいずれもゼロである会社（開業後3年未満の会社等）の株式

（5）開業前または休業中の会社の株式

（6）清算中の会社の株式